

様式3（審査基準）

<p>法令名</p>	<p>私立学校法（昭和24年法律第270号）</p>
<p>根拠条項</p>	<p>第152条第7項</p>
<p>申請に対する 許認可等の概要</p>	<p>学校法人及び準学校法人の組織変更の認可</p>
<p>審査基準</p>	<p>I 準学校法人から学校法人への組織変更の認可をする場合 準学校法人から学校法人への組織変更に係る認可については、 私立学校法第24条第1項に基づく学校法人の寄附行為の認可(学 校の設置に伴う学校法人の設立に係る寄附行為の認可)に係る審 査基準を準用して審査する。</p> <p>II 学校法人から準学校法人への組織変更の認可をする場合 学校法人から準学校法人への組織変更に係る認可については、 私立学校法第152条第6項に基づく準学校法人の寄附行為の認可 に係る審査基準を準用して審査する。</p>
<p>基準変更日</p>	<p>令和7年4月1日</p>